

24 水道事業広域化の推進

1 水道事業広域化の推進

【提案内容】

提出先 総務省、国土交通省

安定した水道事業が運営できるよう、これまで以上に水道の基盤強化に資する広域化への支援を行うこと。

- (1) 各水道事業者が、将来にわたって安全で良質な水を安定的・効率的に継続して供給できるよう、水道広域化推進プランに基づいて給水区域を超えた連携に取り組むなど、**広域化を推進するための仕組みを整えること**。
- (2) 地域の実情に応じた広域化が実現できるよう、防災・安全交付金（うち水道事業に関するもの）については、現在交付対象外である事業統合や経営の一体化を伴わない施設の共同化といった「業務の共同化」も同様に交付対象とするなど、**財政支援制度の創設・拡充を図ること**。

◆現状・課題

水道事業を取り巻く経営環境は、急激な人口減少に伴う水需要の減少や施設・管路の老朽化等により、一層厳しさを増していることから、基盤強化を図るため平成30年12月に水道法が改正（令和元年10月に施行）されるとともに、多様な広域化について取組を進めるため、都道府県に対し、水道広域化推進プランを策定するよう要請された。

本県では、令和4年度に「神奈川県水道広域化推進プラン」を策定し、県内水道事業の広域化の推進方針等を示し、市町村の区域を超えた広域化を推進している。

そこで、県内水道事業者が資機材の共同購入やシステムの共同化の検討を具体的に進めていくために、国が技術的支援や、課題を解決し、広域化を推進するための協議の進め方・資機材統一方法の基準等を記載したガイドラインの作成を行うなど、プランを実行に移すための仕組みを整える必要がある。

改正水道法に基づく国、都道府県等の責務（水道法第2条の2・平成30年12月12日法第92号）

主 体	責 務	第2条 の2
国	◆水道の基盤強化に関する基本的、総合的な施策を策定し、推進。 ◆都道府県及び市町村並びに水道事業者等に対し、必要な技術的及び財政的な援助を行うよう努めなければならない。	第1項
都道府県	◆市町村区域を超えた広域的な水道事業者等の間の連携等の推進その他の水道の基盤強化に関する施策を策定し、実施するよう努めなければならない。	第2項
市町村	◆区域内における水道事業者等の間の連携等の推進その他の水道の基盤強化に関する施策を策定し、実施するよう努めなければならない。	第3項
水道事業者等	◆事業を適正かつ能率的に運営するとともに、その事業の基盤の強化に努めなければならない。	第4項

また、神奈川県企業庁、横浜市、川崎市、横須賀市、神奈川県内広域水道企業団の5水道事業者は、将来の水需要に見合った施設配置を実現させるとともに、事故・災害時等におけるバックアップ機能の向上を行うために、浄水場の統廃合等による「施設の共同化（図参照）」を実施することとしている。これらの浄水場の統廃合に必要な代替ルートの管路整備などは、国土強靱化にも資するものである。

防災・安全交付金では、水道事業運営基盤強化推進事業（広域化事業）交付金を活用する要件として、事業開始後5年以内に「事業統合」又は「経営の一体化」を実施することが挙げられており、5水道事業者で連携して行っていく「施設の共同化」は交付対象外である。多様な広域化の形態の中から、地域の実情に応じた広域化が実現できるよう、「事業統合」や「経営の一体化」を伴わない「業務の共同化」についても、既存の交付金の交付対象とするなど財政支援制度の創設が必要である。

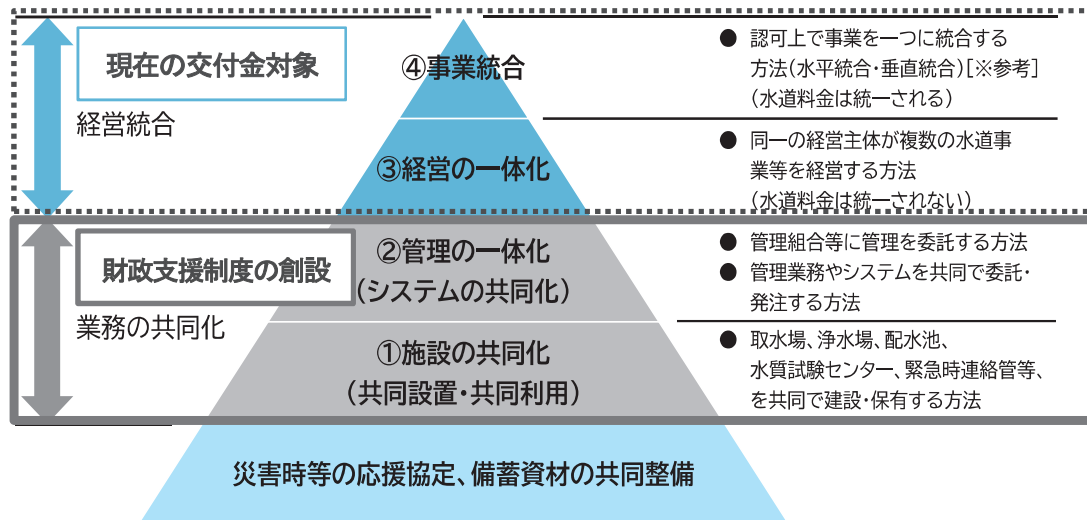


図 広域化の主な類型

また、5水道事業者で行っている「施設の共同化」は、令和7年度に制度が拡充された水道事業運営基盤強化推進事業（水道施設再編推進事業）で対象となっている「水需要を踏まえた事業規模の見直しに伴い、給水区域内において配水池及び浄水場等の統合整備を行う事業」「取水位置を上流に移転する際の取水施設、導水施設の施設整備を行う事業」とも目的を同じくするものであるが、交付要件として提示されている「同一系統で3施設以上の廃止を伴うもの」「施設再編後の温室効果ガス排出量を既存の20%以上削減すること」が、一事業者で満たせていないことから、現在の制度では交付対象とならない。地域の実情に応じた広域化が実現できるよう、これらの要件を連携する複数事業者での取組に適用できるように拡充することが必要である。

さらに、広域化事業、水道施設再編推進事業には「資本単価が90円以上（用水供給事業者は70円以上）であること」という要件があるが、この要件を緩和することで水道施設再編、広域化の推進に繋がるものとする。

◆実現による効果

水道広域化に係る様々な仕組みや、支援制度が充実されることにより水道事業者の広域化に対する意識が高まり、地域の実情に応じた広域化の取組が推進される。これにより、各水道事業者が将来にわたって、安全で良質な水を安定的・効率的に継続して供給できるようになる。

（神奈川県担当課：政策局土地水資源対策課、健康医療局生活衛生課、企業局計画課）